

主張

9月も残すところわずかとなった。多くの自治体では、いま決算議会が行われている。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率においては、財政再生基準と早期健全化基準が

自ら財政規律を持つことが必要

設定されており、自治体の財政は、財政

再生基準以上になれば「非常に悪く」、

早期健全化基準以上になれば「悪く」、いずれでもなければ「健全」と解釈される。

平成26年度決算以降、財政再生基準

・早期健全化基準以上になった自治体は不正会計で問題になった北海道夕張市のみである。もうすぐ公表される平成28年度決算の結果も大きく変わらないであろう。

しかし、財政再生基準・早期健全化基準以上に該当しない自治体の財政が本当に健全かという点、必ずしもそうではない。予算編成方針において自らの財政の現状を「厳しい」とする自治体は少なくないからだ。「健全」とされた自治体でも毎年の予算編成で財源と歳出要求額との間に大きな乖離が生じているところでは、赤字地方債を発行して負担を先送り

自らの財政が健全だと考えていない。つまり、自治体の財政の健全性について、法における国等の認識と自治体の認識に大きなギャップが生じているということだ。

このような認識のギャップが生じている原因は、財政再生基準・早期健全化基準の甘さにある。これらの基準に基づいて財政運営を行えば、自治体は中長期的

することが一般化している。

昨今、自治体の財政調整基金について議論が交わされている。財政調整基金とは、財源が不足する年度に活用するための基金で、いわば計画的な財政運営を行うための貯金のようなものである。こうした議論が起ころるのも地方に余裕がないからだ。

このように財政再生基準・早期健全化基準以上になっていなくとも、自治体は

に先送りにした負担が累積し、財政危機を招く恐れがある。このような事態を回避するためには、自治体自ら財政規律を持つことが必要だ。現在、多くの自治体では人口減少時代を迎えている。そして、この傾向は今後強まって行く。人口減少によって自治体はさらなる財源の縮小に直面することが確実である。自治体

が自ら財政規律を持つことは時代の要請でもある。